



環境ホルモンリスク評価に 8 物質追加 環境省

環境省は、内分泌攪乱化学物質いわゆる環境ホルモンに関する 2002 年度調査結果および 2003 年度から新たにリスク評価に取り組む物質について取りまとめました。

昨年度の環境実態調査では、農薬取締法上わが国では未登録となっているマイレックスが野生生物蓄積状況調査で微量ながらはじめて検出されました。

リスク評価については、2000 年から 2002 年度までに 28 物質について実施しています。2003 年度は昨年度の環境実態調査で検出されたマイレックスのほかに、アルドリン、ディルドリン、ヘプタクロル、ケルセン、マラチオン、ペルメトリンの 8 物質を追加し、36 物質とすることを決めました。

また 2003 年度の調査結果として水質、底質、大気、野生生物の 4 媒体について 12 から 32 物質の調査を行っています。各媒体の検出物質数は水質が 8 物質、底質が 9 物質、大気が 5 物質、野生生物が 23 物質となっていますが調査対象となった 6 種の生物種の全てからマイレックスが検出されています。

マイレックスとは、主に殺虫剤として使用され、国内では農薬として登録されたことはなく製造や輸入もされておりません。また、第一種特定化学物質に指定されています。

今回の調査も POP's 条約の関係から調査対象に加えた経緯があり、環境省も継続してモニタリングを行っていく考えです。

資料： 2003 年 11 月 18 日付 化学工業日報

機器分析箇所 金子 圭介

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

